

○環境省告示第二十八号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五十八条の三第一項の規定に基づき、公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壌の要件を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壌の要件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第五十八条の三第一項の環境大臣が定める要件は、日本産業規格 K○○五八一―一に定める方法により作成した当該除去土壌に係る検液について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定した結果、セシウム百三十四及びセシウム百三十七が検出されないこと又は当該除去土壌の性状及び放射能濃度を勘案してこれと同程度の溶出

性であると認められることとする。